



新装なった大沢小学校舎と授業風景

いい校舎、いい環境

市立大沢小学校第1期、第2期工事終る

未来の室蘭を背負う子供たち—その子供たちが、ゆとりある、しかも充実した学校生活を送るために室蘭市は教育予算の多くを校舎の整備に投入してきました。

いい校舎、いい環境を子供たちに用意するための諸事業は、これからも市政の重点となります。

—昨年から移転改築を進めていた市立大沢小学校が一部完成、3学期から新校舎で授業を行っています

— 主 内 容 —

- 新学期をひかえて—初入学児の心得 (2)
- しつけ—子供の自主性を大切に (3)
- 心身障害者の生活安定をはかる
北海道心身障害者扶養共済制度 (4)
- 市民手話の会のご案内 (4)
- 児童手当—受給資格と支給額 (6)

新学期をひかえて

豊かな心と丈夫な体 約束や規則を守る子に 新入学児の心得



昨年の入学式から・中島小

4月から新しく入学するお子さんをもつ家庭では、健康のことをはじめ、上手に集団生活ができるだろうか、友だちはできるだろうか、交通事故にあわないだろうか——考えれば、考えるほど心配のタネが尽きないと思います。

そこで、入学にあたって、お母さん方に気をつけていただきたい心得のいくつかをご紹介します。

学校は楽しいところ…

そう印象つけて下さい

学校は楽しい集団生活の場であるとともに「学習」の場でもあります。この「学習」の場ということが親の気持を支配して、入学前に文字や数字を覚えさせたり、簡単な読み書き、加減算まで教え込む家庭もあるようです。

しかし、新一年生を迎える学校では、このようなことは望んでいません。先生たちが願っていることは次のようなことです。
。学校は楽しく、すばらしい所であるという印象を持たせて欲しいこと



新入学への期待を持たせましょう

先生は大変やさしく何でもよく聞いてくれるのだということ
。入学式まであと何日だね……と子供と一緒に入学への期待感をもたせ「早く学校へ行きたいなあ」と指折り数えて待つような気持を育てて欲しいこと

自分のことは自分で

できる子に

基本的な生活習慣を身につけさせましょう

。みんなと仲よく遊べる子供であること。そのためには、特定な子供だけと遊ばせたり、あそこの子とは遊んじやいけない……などと友人を指名しないこと。誰とでも自由に話し、楽しく遊ぶという考え方をもちたせることが大切です
。自分のことは自分でするという「しつけ」が大切です
。ひとりでも用便ができること
。洋服の着脱を自分ひとりでするため、ボタン、スナップ、ファ

事故がまつ道で遊ぶ子とびだす子

危険な場所でのソリ、スキー遊びはやめましょう。



好き嫌いのない子供に

スナールをかけたたり、「ひも」を結んだり、ほどこいりできること
。自分のものと他人のものとの区別をつけられること
。返事がはっきりいえるようにすること。返事ぐらい……と軽く考えてはいけません。簡単なようでも子供にとっては、なかなかむずかしいものです。「はい」「いいえ」「わかりました」「わかりません」など、基本的な言葉をはっきり言えることが望ましいことです

。すでに就学前の健康診断は済んでいるわけですが、日頃よくないと思っていることがありましたら、医師と相談し治療しておくこと
。入学後、間もなく給食が始まります。「あれはいや」「これは食べたくない」など好き嫌いをなくするように。また、適当な時間内(二十分~三十分)に食事ができるようにさせたいものです

。時刻を決めて起きたり、寝たり

する規律正しい生活について、家族が協力して心を配ること

交通安全の態度と 技術を身につけさせましょう

。交通事故から児童を守るため、交通安全への態度と技術を身につけさせること
。事前に子供と一緒に学校まで歩き、通学路を親と子で確認しよう

。通学路がどんなコースであるのか。また、危険な場所の有無を知っておくことが大切です
。横断歩道の渡り方、交通信号に関する知識は実際に外に出て、実地指導が大切です

意志表示が はっきりできる子に

。自分の名前を、はっきり書くことができること
。鉛筆やクレヨンを使って、自由に好きな形を描いたり、線がひけること
。自分の名前、父母の名前、住所をはっきり言えるようにしておくこと
。意志表示のはっきりできる子であって欲しい。つまり、考えていること、思っていること、自分のことを友達や先生に正しく

伝えることができれば、入学前に数をかぞえたり、文字を書くことができなくても心配ありません。

自分の所持品や学校の用具などを大切に扱い、道具の出し入れや整理整頓とんがでること

中学校へ進学

するお子さんを

もつご家庭へ

小学校とは大きく環境が変わります。

教科ごとに先生が変わり、新しく英語、技術科といった教科も増え大きな期待とともに不安もわいてきます。

しかし、六年間の小学校の生活をしっかりと振り返ってきた人は何も心配することはありません。

自信をもって入学させて下さい。また何事も正しい判断で責任をもって積極的に行動できるようにしてあげたいものです。

中学校では部活動が盛んです。入学後説明会があると思いますが自分の個性をみがくよい機会です積極的に参加させたいものです。準備するものではっきりわからないときは、入学後担任の先生におたずね下さい、それからでも遅くはありません。

疾病異状があるときは、春休みを利用して治療しておきましょう。希望と自信をもって入学式に臨ませて下さい。



子供の自主性を大切に

過保護と過干渉の戒め

しつけとは、子供の自主性を重んじながら、日常生活に必要な行動様式を習慣づけること——と頭ではわかっていても、実際は、わが子かわいさのあまり甘やかすすぎる、つまり過保護になったり、逆に親の理想とする子供像に近づけようとして、厳しすぎる統制となり、過干渉になったりしがちです。

過保護と過干渉——この二つのしつけに共通していることは、子供の「自主性」を育てる上でほとんど役立つていないことです。甘やかすのも厳しくするのもほどほどに。

自己中心に

なりがち

過保護のしつけ

過保護になってはいけないと思いつつ、つい世話をやきすぎてしまうのも、親ならばその心理といえましょう。

しかし、何ごとも「過ぎたるはなお及ばざるがごとし」の例えどおり過保護も、子供の成長に良い結果をもたらさない場合が多いようです。一般的に、過保護とは、子供のいいなりになったり、子供が自分でしなければならぬことまでしてしまふ、一方的なサービ



ス過剰の親子関係をいいます。このような過保護のしつけは、子供の性格形成にどういふ影響を与えるかといえます——「子供のいいなり」になっていると、子供は、自己中心的で自分

勝手な行動をとることが多くなり学校などの集団生活に必要な協調性を欠くようになりがちです。「世話のやきすぎ」は、子供が自分で考え、行動する自主的な生活経験のチャンスを少なくさせることとなります。

この結果、社会生活にスムーズに適應できなかったり、自分では責任をもとうとしない依頼心の強い性格の子になりがちです。

しつけは、子供自身、自らの意欲にかられて行動するようにしむけてこそ、自主性が育ちます。まず、子供の身になって考えるこれが、上手なしつけのコツです

二面性をもった

性格も

過干渉のしつけ

しつけを「習慣づけ」と考えると、ある面では、半ば強制的にならざるをえないことがあります。ことに幼児期には、厳格なしつけ・干渉は、子供の人間形成にとってきわめて重要な意味をもっています。

ただ、問題はその度合いです。厳しすぎる強制過干渉は、過保護と同じように、子供の性格形成に悪い影響を与える場合が多いようです。

過干渉の場合、親の理想とする子供像に近づけるため「こうしな



悪くすると二面性の性格に

さい」「やめなさい」「いけません」——といったような命令・禁止・拒否の言葉や態度が、しつけの中心になりがちです。しかし、子供は、親の言う通りにしないと叱られ、時には体罰をも加えられるということになりますと、親の前では、服従的で、素直な「良い子」になろうとします。自我を抑え、主張をかくし、悪くすると二面性をもった性格にならないとも限りません。

親の強制にあわせるだけですと本当の意味での「適應」にならないばかりか「習慣づけ」に大切な自主性も育ちません。

親が子供を叱ったり、世話をやいたりする場合、あくまでも子供の自主的な行動を促す程度にとどめるほうが、しつけのコツといえます。

ご存じですか

心身障害者の生活安定をはかる

北海道心身障害者扶養共済制度

加入する人の保険料は、加入時の年齢により次のとおりです。

| 加入時年齢 | 保険料(月額) |
|-----------|---------|
| 三歳未満 | 一、四〇〇円 |
| 三歳以上 四歳未満 | 一、七〇〇円 |
| 四歳以上 五歳未満 | 二、〇〇〇円 |
| 五歳以上 五歳未満 | 三、〇〇〇円 |
| 五歳以上 五歳未満 | 四、〇〇〇円 |
| 五歳以上 五歳未満 | 五、〇〇〇円 |
| 六歳以上 六歳未満 | 六、〇〇〇円 |

年金給付月額、弔慰金は二万円です。

また、希望によってはさらに一口加入することもできます。この場合、保険料を二口分支払い、年金給付月額、弔慰金も二口分受取ることが出来ます。

なお、加入時の年齢とは、その年の四月一日現在の満年齢です。

〈現在すでに加入している人〉
希望により特約でさらに一口追加加入できます。

▽加入申込みは：
福祉課福祉係に

・印
・保護者と心身障害者の住民票

・身体障害者手帳、または療育手帳
をそろえておいて下さい。

ただし、現在加入の人で追加加入を希望する場合は、印のみ持参して下さい。

問合せは、福祉課福祉係(☎22)

一 一 一 内線四六三、四六四)まで。

加入できる年齢を現在の四十五歳未満から六十五歳未満までに緩和しました。この取扱いで新たに

市民手話を知る会

3月2日

聴力障害者が、コミュニケーションの方法として活用している手話を通して、皆さんに耳の聞こえない人の理解を深めていただくため「手話を知る会」を開催します。皆さんの参加をお待ちしています。

▽日時 三月二日(日) 十三時
▽会場 文化センター
▽共催 室蘭聴力障害者協会、手話サークル室蘭手輪の会

▽講演 「聞こえないことについて」
室蘭聾学校 永田進先生
参加料は無料です。当日参考図書販売します。

問合せは、福祉課福祉係(☎22) 一 一 一 内線四六四)まで。

国民年金

老齢・通算老齢年金の現況届の提出時期が変ります

国民年金の現況届は、年金を引続き受けるため、毎年一度必ず提出することが義務づけられている大切な届出です。

老齢・通算老齢年金受給者は、4月から生まれ月の月末までに

国民年金の老齢年金・通算老齢年金を受けている人が、社会保険庁に提出する現況届は、五十五年

度から受給者の生まれ月の月末までに提出するよう変更しました。四月以降、生まれ月の月末までに現況届を提出して下さい。なお、届出用紙は、提出期限の一カ月位前に社会保険庁から受給者へ送られます。現況届が未提出の場合、支給停止になりますので、お忘れなく。

障害・母子・寡婦・遺児・老齢福祉・障害福祉年金受給者は、

事故につながる放し飼い

犬は責任をもって飼いましよう

冬期間は、寒さが厳しいことから、飼犬を運動や用便のため放し飼いにし、他人に迷惑をかける飼いが増えます。犬は、つないで飼うことが義務づけられています。犬は必ず、つなぎ、用便の仕末は責任をもって行いましょう。

犬は、性質上飼い主だけでは従順ですが、自分の「なわばり」を守るために、他人や他の犬に対しては侵入者として、攻撃の対象にするため、放し飼いが一番事故にむすびつきやすいものです。

飼い主のちょっとした気持が事故のもとです。十分注意しましょう。

放し飼いの犬は処分の対象です。放し飼いは犬の苦情が絶えません。このたつ平中野犬掃とう

犬を運動させる場合は、必ず綱や鎖でつなぎ、犬が暴れても制止できる人が行って下さい。また、人や他の犬が近づいた時は、綱を短く持って、急に走ったり、飛びかからないように制止して下さい。犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、登録は年一回(四月更新)、注射は年二回(四月、十月)受けることが義務づけられています。室内犬も必ず受けましょう。犬についての苦情、問合せは、室蘭保健所衛生課(☎22)九一三(内線三七三)、または市役所衛生課(☎22)一 一 一 内線四三三、四三二)まで。

届きましたか

初入学児童への

入学通知書

教育委員会では、本年四月から市内各小学校へ入学する児童に、一月三十一日付で入学通知書を発送しました(住民台帳から抽出)該当する児童は、昭和四十八年四月二日から昭和四十九年四月一日までの間に生まれたお子さんです。まだ入学通知書が届いていない人や、最近転居された人は、教育委員会学校教育課(☎294006)へ、問合せ下さい。

て相談のある人は、同じでご連絡下さい。

道市民税

3月15日までに忘れずに申告を

道市民税の申告時期になりました。皆さんのお手元に、すでに配られている申告書に、それぞれの事項をご記入の上、三月十五日までに市民税課に提出して下さい。万一、申告書が届かなかったときは、市民税課か地区サービスセンターに、用紙を用意してありますのでご利用下さい。申告書の記載要領などで疑問の

点は、市民税課(☎29111)内線三二五(三二八)へ、問合せ下さい。

申告しなければならぬ人は
昭和五十五年一月一日現在、室蘭市内に住所があり昭和五十四年中に収入があった人
ただし、次の人は申告の必要はありません。

- ▽昭和三十五年一月一日現在生活保護を受けている人
 - ▽昭和五十四年分の所得税確定申告書を税務署に提出した人、または提出予定の人
 - ▽昭和五十四年中に得た所得が給与所得だけであった人で、勤務先から給与支払報告書を市に提出している人
 - ※道市民税の申告書を提出した人
- ▽一日(土)、二日(日) 健康増進一七つのポイント
- ▽三日(月)、四日(火) 乳幼児の虫歯予防六カ条
- ▽五日(水)、六日(木)、七日(金) 脳卒中について ①脳卒中とは
- ▽八日(土)、九日(日) 体重を適当に減らすための食事
- ▽十日(月)、十一日(火) 母乳、ミルクをいつ牛乳に切りかえるか
- ▽十二日(水)、十三日(木)、十四日(金) 脳卒中について ②応急処置
- ▽十五日(土)、十六日(日) 牛乳と乳酸菌
- ▽十七日(月)、十八日(火) 赤ちゃんの人の見知り

健康管理のアドバイザー

テレホンサービス

23局5151番



3月の予定

市では、皆さんの健康管理にお役立ていただくため、毎日テレホンサービスをしています。

「保健衛生一口メモ」の三月のテーマ(予定)をお知らせします

市では、皆さんの健康管理にお役立ていただくため、毎日テレホンサービスをしています。

栄養、その他全般のメモ
いずれも九時～翌朝九時

29日・国民年金保険料改正一四月から三千七百七十円に

むろらん

市民ニュース

IBC・TV放送番組から
放送時間と内容
毎週土曜日11時30分～同35分

1日・軽自動車を廃車、譲渡のときは必ず届出を

・「市民手話を知る会」を開催

8日・新入学児を持つ家庭へ入学の心得

15日・納税は便利な口座振替で一
三月中に申込むと四月から適用です

22日・放し飼いの犬は野犬として処分します

29日・国民年金保険料改正一四月から三千七百七十円に

白鳥台ニュータウン 宅地分譲受付中

問合せ先

市役所管財課白鳥台開発係 (2階)
(☎291111内線288,289)



児童手当

受給資格と支給額

児童手当は、日本国民で三人以上の児童を養育し、次の要件にあてはまるときに支給されます。

一、十八歳未満の児童を三人以上養育し、出生順に数えて三人目以降の児童が、義務教育終了前であること

二、その人の前年の収入が、一定の額に満たないこと。例えば、給所得者については、六人世帯の場合四百九十七万円未満であること

▽支給額

・月額五千元…三人以上の児童のうち、出生順に数えて三人目以降の中学校を卒業するまでの児童一人につき。

ただし、市民税所得割の額がない受給者（例えば、給所得者については六人世帯の場合、五十三年の収入で約二百十万円以下の人）は、五十四年十月分から六千五百円に増額です。（五十五年二月期から支給）

※この児童手当の条件に該当すると思われる人は、早めに申請の手続きをとって下さい。なお、現在受給の人は、申請の必要はありません。

申請の手続き、問合せは、福祉課社会係（☎22-1111内線四六一、四六二）まで。



時間 13:00～15:00

☆対象者には個人通知します。

＜3歳児健診＞保健所主催

3月18日 労働会館
対象 昭和51年12月生れで絵鞆町から御崎町に居住する幼児。

時間 12:30～13:30

3月19日 室蘭市医師会館
(東町電報電話局向い、最寄りバス停は汐見です)

対象 昭和51年11、12月生れで輪西町から日の出町と高平町から白鳥台に居住する幼児

時間 9:30～11:00
13:00～14:00

☆対象者には、室蘭保健所から個人通知します。

＜先天性股関節脱臼検診＞保健所主催

3月25日 室蘭保健所
対象 生後3～6カ月の乳児

定員 50人
料金 670円

☆室蘭保健所普及課（☎22-9131内線375）に電話で申込み下さい。

4. 接種液により異常な副反応を呈したことがあることが明らかになる。
5. 接種前1年以内にけいれんの症状を呈したことがあることが明らかな人。

6. 妊婦
7. 急性灰白髄炎（ポリオ生ワク）、麻しん、風しんもしくは、BCGの予防接種を受けた後、1カ月を経過していない人。

8. 前各号に掲げる者のほか予防接種を行うことが不適当な状態にある人。

＜結核検診＞無料

○レントゲン撮影 3月分

3月7日 白鳥台地区
12日 中島地区
26日 室蘭市医師会館

時間 13:00～15:00

※一般市民を対象に実施しています。なお、どの会場でも受けることができます。

＜1歳6カ月児歯牙検診＞無料

3月11日 本輪西地区
(高平町～白鳥台)

13日 中島地区
(中島本町～水元町)

時間 12:30、13:00
13:30

☆今月の対象者は昭和53年6月、7月生れの人ですが、会場などの都合により検診月がずれる人もいます。個人通知します。

＜妊婦歯科講習会＞無料

3月21日 室蘭市医師会館

7、21、28日 衛生課輪西分室
6日 白鳥台地区
27日 本輪西地区
時間 13:00～13:45

◎種目

○3種混合 無料
1期、2期 24カ月～48カ月に至る期間に接種。

○破傷風 有料1回150円
1カ月間隔で2回接種翌年追加接種

＜生ワク投与＞無料

3月11日 労働会館
12日 中島地区
14日 衛生課輪西分室
時間 13:00～14:45

3月13日 本輪西地区
白鳥台地区
時間 13:00～13:45
対象 3カ月～48カ月

☆生ワク投与期間中は他の予防接種は実施していません。

＜予防接種についての禁忌事項＞

☆下記に該当する人は接種できませんので、よくお読みになってから会場へおいで下さい。

1. 発熱している人、または著しい栄養障害者。
2. 心臓血管系疾患にかかっている人でこの疾患が急性期、増悪期、および活動期にあるもの。
3. 接種液の成分によりアレルギー症状を呈するおそれがあることが明らかな人。

＜乳幼児相談＞ 無料
3月4日 本輪西地区
5日 市役所保健室
6日 室蘭市医師会館
24日 中島地区
時間 10:00～11:00
13:00～15:00

3月7日 白鳥台地区
時間 13:00～15:00

＜6カ月児検診＞無料

3月25日 本輪西地区
26日 室蘭市医師会館
27日 中島地区
28日 労働会館
時間 12:30～13:30

対象 昭和54年9月生まれの赤ちゃん。

※対象者には個人通知しますが、万一通知書が届かない場合でも受診ができますので直接、会場へおいで下さい。

＜離乳食講習会＞無料

4月7日 衛生課輪西分室
時間 13時までにおいで下さい。講習時間は2時間程度。

定員 30人
対象 昭和54年12月、55年1月生れの赤ちゃんをお持ちのお母さん

※市衛生課保健係へ電話、または口頭で申込み下さい。

＜定時予防接種＞

3月実施分

4、18、25日 市役所保健室
5、19、26日 中島地区

納め忘れの税金はありませんか。今月は自主納税月間です。